

日本 NPO 学会会員細則

(総則)

第 1 条

日本 NPO 学会(以下本会という)の会員に関する細則については、会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。

(種別及び資格)

第 2 条

会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員(個人)
- (2) 賛助会員(個人又は団体)

(権利)

第 3 条

正会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会における審議事項に対し、一人につき 1 票の議決権を有する。
- (2) 理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙(推薦及び投票)を行い、推薦に基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。
- (3) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)に、投稿規定に従って、論文(研究論文又は研究ノート)を投稿することができる。
- (4) 本会が主催する年次大会に研究等を発表することができる。
- (5) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、会員料金により参加することができる。
- (6) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)を、毎月 1 冊、無料で配布を受ける。
- (7) 本会の「日本 NPO 学会ニュースレター」を、無料で配付を受ける。
- (8) 本会の会員が交流するメーリングリスト(npo-net)において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。

2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、無料で 5 人まで参加することができ、5 人を超えたときは会員料金により参加することができる。
- (2) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)を、毎

号5冊、無料で配付を受ける。

(3) 本会の『日本NPO学会ニューズレター』を、無料で配付を受ける。

(4) 本会の会員が交流するメーリングリスト (npo-net) において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。

(5) 賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権を有しない。

(会費)

第4条

会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 10,000円

(2) 賛助会員 年会費 一口100,000円

2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。

(会費の免除の特例)

第4条の2

会長は、会員が理事会の指定する大規模な自然災害によって被災し経済的損失を被ったと認めるときは、理事会の承認を得て、同会員の会費を免除することができる。

2 前項に定める会費の免除を行う事由の起因する大規模災害の指定については、その発生の日から会長が理事会に付議しその承認を得るものとする。その指定に際しては、災害の事案に応じて、一定の申請条件を付することができるものとする。

3 会員は、第1項の事由が生じたときは、会費の免除を申請することができる。

4 会費の免除を申請しようとする会員は、会長に対し、所定の申請書(様式第1号)に、申請理由を記載し、会長が別途指定する書類を添えて申請し、理事会の承認を得るものとする。

5 会長は、会員に会費免除の事由があると認めるときは、当該会員が被災のためにみずから前項の申請ができない場合でも、当該会員の会費の免除に関し、理事会に審議を求めることができる。

6 理事会は、会費の免除につき審議をする際に、会員の中から調査委員を選任して免除事由の有無について事実調査を行うことができる。

7 第1項に基づく会費の免除期間は、申請年度又は翌年度の1年間とする。ただし、被災の長期化等の場合、再申請を認める。

(義務)

第5条

会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。

(細則の変更又は廃止)

第6条

本細則の変更又は廃止は、理事会の議を経て、総会の議決を要するものとする。

付則

- 1 本細則は平成29年3月26日より施行する。
- 2 本細則は令和2年6月6日より施行する。

